

ユニットに属さない療養室又は病室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対してはついでであること。

ハ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）又はユニット型認知症患者型短期入所療養介護費（Ⅰ）を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。以下二において同じ。）（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)イ又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)イ、第四十条第二項第一号イ(3)イ若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)イ（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第 号。以下この号、第十三号、第十七号及び第二十二号において「指定居宅サービス基準改正省令」という。）（附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものを含むこと。

ニ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）、ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）又はユニット型認知症患者型短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)イ又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)イ、第四十条第二項第一号イ(3)イ若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)イを満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)イ又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)イ、第四十条第二項第一号イ(3)イ若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)イ（指定居宅サービス基準改正省令附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。

十一 平成十七年十月一日以後従来型個室を利用する者に対する指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の療養室（介護老人保健施設基準第三条第二項に規定する療養室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、八・〇平方メートル以下であること。

ロ 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所の病室（指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

ハ 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所の病室（医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

十一 加算1又は加算2を算定すべき指定介護福祉施設サービスの基準

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット（指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定するユニットをいう。）又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものでないものに限る。）において行われるものであること。

二 認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所の病室（指定居宅サービス基準第百四十三条第四号に規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

十二 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- 1) 入所定員が二十五人以下又は三十一人以上であること。
- (2) 介護職員又は看護職員の数（当該指定介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分（指定介護老人福祉施設基準第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法（指定介護老人福祉施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。
- (3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第七号ロに規定する基準に該

当していないこと。

ロ 小規模介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- 1) 入所定員が二十六人以上三十人以下であること。
- イ(2)及び(3)に該当するものであること。

ハ ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- 1) 入居定員が二十五人以下又は三十一人以上であること。
- (2) 介護職員又は看護職員の数（当該指定介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。
- (3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第七号ハに規定する基準に該

当していないこと。

ニ ユニット型小規模介護福祉施設サービス費又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- 1) 入居定員が二十六人以上三十人以下であること。
- ハ(2)及び(3)に該当するものであること。

十三 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護福祉施設サービス費(I)、小規模介護福祉施設サービス費(I)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない居室(指定介護老人福祉施設基準第三条第一項第一号に規定する居室をいう。以下ロ及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の入所者に対して行われるものであること。

ロ 介護福祉施設サービス費(II)、小規模介護福祉施設サービス費(II)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室(定員が二人以上のものに限る。)の入所者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型介護福祉施設サービス費(I)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室(指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イに規定する居室をいう。以下ニにおいて同じ。)(指定介護

老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)(i)(指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(を満たすものに限る。)(の入居者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型介護福祉施設サービス費(II)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(II)、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室(指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)(ii)を満たすものとし、同(i)(指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(を満たすものを除く。)(の入居者に対して行われるものであること。

十四 平成十七年十月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十六五平方メートル以下であること。

十五 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 看護職員又は介護職員の数(当該介護老人保健施設が、一部ユニ

十二 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費(I)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法(介護老人保健施設

ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法（介護老人保健施設基準第二条第一項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

- (2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第八号ロに規定する基準に該当していないこと。
- ロ ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
- (1) 看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。
- (2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第八号ハに規定する基準に該当していないこと。

十六 (略)

十七 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護保健施設サービス費(I)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室をいう。以下ロ及び次号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入所者に対しては、付則第41条第2項第1号に規定する基準に該当しないこと。

ロ 介護保健施設サービス費(II)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室（定員が一人以上のものに限る。）の入所者に対しては、付則第41条第2項第1号に規定する基準に該当しないこと。

ハ ユニット型介護保健施設サービス費(I)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イに規定する療養室をいう。以下ニにおいて同じ。）（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)イ（指定居宅サービス基準改正省令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること。

ニ

ユニット型介護保健施設サービス費(II)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)イを満たすものに限るものとし、同(3)イ(指定居宅サービス

の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第二条第一項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

- (2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第八号ロに規定する基準に該当していないこと。

ロ 介護保健施設サービス費(II)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

- (1) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が三・六又はその端数を増すことに一以上であること。
- (2) イ(2)に該当するものであること。

十三 (略)

基準改正省令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の入居者に対して行われるものであること。

十八 平成十七年十月一日以後従来型個室に入所する者に対する介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

介護老人保健施設の療養室における入所者一人当たりの面積が、八〇平方メートル以下であること。

十九 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービス施設の施設基準

第六号ハの規定を準用する。この場合において、同号ハ(1)五中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第六号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(4)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第九号ロ(3)」と読み替えるものとする。

ハ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービス施設の施設基準

第六号ホの規定を準用する。

ニ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第六号ヘの規定を準用する。

ホ 認知症患者型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設

十四 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービス施設の施設基準

第五号ロの規定を準用する。この場合において、同号ロ(1)五中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービス施設の施設基準

第五号ハの規定を準用する。

ハ 認知症患者型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設

設サービスの施設基準

第六号トの規定を準用する。この場合において、同号ト(1)五中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。

ヘ ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第六号チの規定を準用する。この場合において、同号ヘ(4)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第九号イ(3)」と読み替えるものとする。

二十 指定介護療養施設サービスに係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第八号の規定を準用する。この場合において、同号ロ(4)中「指定居室サービス基準第四百二十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設

の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第二条」と読み替えるものとする。

二十一 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床療養環境減算の施設基準

第九号の規定を準用する。この場合において、同号イ(3)中「指定居室サービス基準第四百二十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第四条」と読み替えるものとする。

二十二 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の療養型介護療養施設サービス費

(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型介護療養施設サービス

設サービスの施設基準

第五号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)五中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。

ハ 認知症患者型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設

サービスに係る病院療養病床療養環境減算の施設

十五 指定介護療養施設サービスに係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第七号の規定を準用する。この場合において、同号ロ(4)中「指定居室サービス基準第四百二十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設

の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第二条」と読み替えるものとする。

十六 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床療養環境減算の施設基準

第八号の規定を準用する。この場合において、同号イ(3)中「指定居室サービス基準第四百二十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第四条」と読み替えるものとする。

ス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(ii)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(ii)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない病室(指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロ及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)(の入院患者に対して行われるものであること。

ロ 療養型介護療養施設サービス費(i)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(ii)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(iii)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(ii)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(iii)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(iii)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が

定める基準

ユニットに属さない病室(定員が二人以上のものに限る。)(の入院患者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費(i)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(ii)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する病室(指定介護療養型医療施設基準第二十九条第二項第一号イに規定する病室をいう。以下ニにおいて同じ。)(指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(i)(指定居宅サービス基準改正省令附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(を満たすものに限る。)(の入院患者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型療養型介護療養施設サービス費(ii)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(ii)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する病室(指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(i)(指定居宅サービス基準改正

省令附則第六條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。
（を満たすものを除く。）の入院患者に対して行われるものであるこ
と。

二十三 平成十七年十月一日以後従来型個室に入院する者に対する指定介
護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護療養型医療施設の
病室における入院患者の一人当たりの面積が、六・四平方メートル以
下であること。

ロ 認知症病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設の病室にお
ける入院患者の一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下である
こと。